

18. 牛の事故

牛による事故は、北海道で近年増加傾向にあり、年間700件以上が報告され、問題が顕在化しているが、府県ではまだ問題視されておらず、「牛飼いには当たり前のこと」として片付けられている状況にある。しかし、重傷に至るケースも少なくないばかりではなく、貴重な労働力が損なわれることによる経済的な損失も予想以上に大きいことから、未然防止に向けた取り組みおよび休業補償が得られる労災保険への加入促進が急務である。

なお、今回の事件事例を大きく分類すると

①牛の移動	5例
②牛からぶつかって来た	5例
③牛が接触してきた	3例
④牛に蹴られた	3例
⑤牛がよろけた	5例
⑥その他	1例

であった。なお、②～③は、牛の方から人間に向かってきた事故であり、⑤は不可抗力的によろけて人間にもたれかかっていたの事故である。

もちろん、「搾乳中」、「給餌中」、「管理中」、「移動中」など作業内容での分類もあると思われるが、とりあえずここでは、牛の動作を中心に分類した。

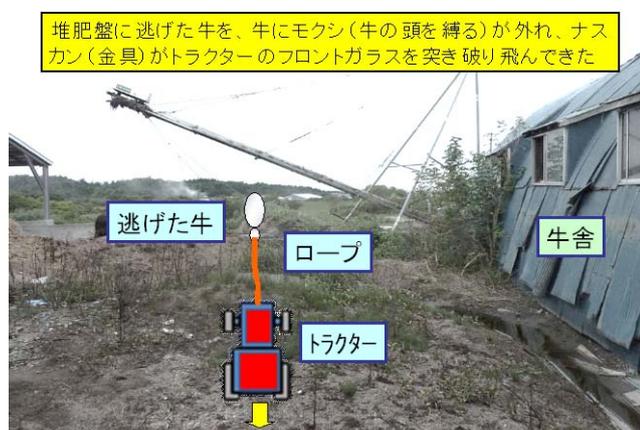
(1) 牛の移動

牛は、大きいものでは800kgにも達し、仔牛でも300kgはある。これらの牛の出荷時に移動中の暴走、あるいはへたり込んだ牛の移動等で事故が起こっている。

とにかく重量が半端でなく、生きているので移動には常に不測の事態を想定した対応が必要である。

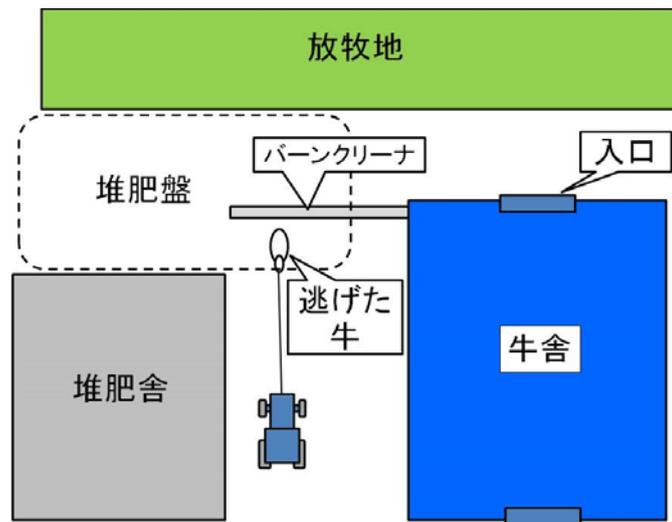
①逃げた乳牛にモクシをかけ、牛舎へ戻すためトラクターでロープを引いたところ、モクシが外れ、ナスカンが飛んで来てフロントガラスを破り、破片が眼に刺さった
(平成10年5月 午前7時頃、牛舎近傍、男性・44歳)

放牧から戻った乳牛を牛舎に呼び入れて搾乳作業を行おうとしていたとき、1頭が堆肥盤に逃げてしまった。牛舎に連れ戻すため、ナスカンでロープを繋いだモクシを逃げた牛の頭にかけて、トラクターの前部にロープを結んで後進しながら牛を引いているうちにモクシが外れ、勢いよくナスカンがトラクターのフロントガラスを破った。その時のガラスの破片



が左眼に刺さり、左眼の角膜を損傷した。

自分で車を運転して隣町の病院へ向かい、すぐに手術を受けた。事故前の視力は1.5あったが、事故後は0.6までしか回復せず、左右の視力の差による疲れ、頭痛に悩まされている。当時は労災保険に加入していなかったため、休業補償が受けられず、JA 共済による保障金は入院中に頼んだヘルパー代に消えてしまい、作業に復帰できるまで生活に困った。



* 事故原因

モクシは本来、ロープを引くことで鼻回りが締め付けられて呼吸がしづらくなるのを牛が前進して緩和しようとするのを促すものであり、強く曳くためのものではないため、鼻先方向に強い力で引くと外れてしまう。また、ロープがナイロン製で伸び、しかも金属製のナスカンで繋いでいたのでモクシが外れたときに勢いが付いてしまった。ナスカンはトラクタの後窓まで打ち破っていた。運転者の頭部に当たらなかったのは不幸中の幸いと言える。事故後は、乳牛が逃げないように電気牧柵を張って誘導するようにしたとのことであった。



②牛舎内で転んで動けない牛を起立させるため、梁にロープをかけ、荷締め器で牛を持ち上げる作業中、荷締め器のハンドルが勢いよく回って顔に当たった。

(平成24年 9月 午前10時30分頃、繋ぎ飼い牛舎・対尻式、男性55歳)

繋ぎ飼いの乳牛を放牧に出す作業中、1頭が間違っって飼槽側の狭い通路に入り込み、転んで動けなくなった。この牛を起立させるため、牛舎の梁にロープを介してぶら下げた荷締め器に、牛の腹の下を通したロープを繋いで引き上げる作業を行っていたところ、持ち上げすぎたため少し下げようと荷締め器のロックを解除した瞬間、牛が倒れるとともに荷締め器のハンドルが勢いよく回転して被害者の下唇左側に当たり、裂傷を負い、歯を3本折った。

そのまま作業を続けていたが、農協の人が別件で訪ねて来て本人の顔を見て驚き、病院へ行くように勧めたため、自分で運転して病院へ行き（通常対応）、2針の縫合施術を受けた。後日、歯医者で上の歯だけ差し歯にしてもらったが、忙しいので今のところ下の歯は抜けたままになっている。労災保険に加入していたので、経済的な損失は免れた。

* 事故原因

チェンブロックではなく、重量物の吊り上げを目的とした機能を持たない荷締め器を使ってしまった。チェンブロックであれば下降動作時でもハンドルが勢いよく戻ることにはならず、吊り物の上げ下げを安全に行うことができたはずであった。

持ち上げすぎた牛を下げるため、ロックを解除したときもハンドルを把持していたが、回転の勢いが強く、とっさのことでもあり、止めることができなかった。

当該牛は分娩後の体調不良（恐らくカルシウム欠乏症）が続いており、転んだ後も自立することが困難だった。その後、廃用になってしまった。通路で起立困難になるケースはほとんどないが、次にあった場合は別の手立てを考えることにするとのこと。



③起立困難になった牛を起こすため、牛床の周囲に枠場を設置し、脚立に乗って上部にチェンブロックをつり下げる梁を載せようとして持ち上げたところ、転落、後頭部を打った (平成24年 5月 午後1時頃、繋ぎ飼い牛舎・対尻式、男性55歳)

繋ぎ飼い牛舎内の牛床で乳牛が疾病のため起立困難になった。この牛を起こすため、牛床上の牛の周囲に枠場を設置し、脚立（天板高さ80cm）の2段目（高さ約50cm）に乗り、枠場の上にチェーン



ブロックをつり下げるための梁を載せようとしたところ、バランスを崩して脚立ごと仰向けに転倒し、コンクリートの通路に転落、後頭部を打った。

手がしびれていたのではばらくその場で休んだが、意識ははっきりしていたので杵場設置作業を続けた。その後、気分が悪くなり、夕方の搾乳は妻と息子に頼んで休んでいた。一夜明けても回復しないため、2日後、自分で車を運転して病院へ行った（通常対応）。診察の結果、脊椎が神経を圧迫していることがわかり、1カ月通院した。後頭部打撲、頸椎圧迫、通院1カ月。労災保険等に参加していたので、経済的な損失は免れた。



* 事故原因

補助者なしの一人作業で重い梁を脚立に乗って持ち上げることに無理があった。被害者は脚立を跨ぐ姿勢で作業しており、脚立が転倒に対して弱い横方向（背面方向）に荷重がかかり、転倒を招いた。図5のような姿勢であれば脚立が転倒する危険性は低く、作業者の膝を支える形になるので作業者の姿勢も安定を保ちやすい。

息子と相談して持ち運びしやすい杵場を作ることを検討している。来年から息子が就農し、結婚もするため、労働力に余裕が生まれることから、無理して一人作業を行わないようにするつもりであるとのこと。

④牛出荷時に、トラックの荷台で暴れ出し、左鎖骨遠位端骨折

(平成23年 6月 午前5時半頃、肉牛出荷トラック、男性・58歳)

牛の屠畜場への出荷は月に3～4回あり、いつも奥さんと二人で行っている。この日も牛4頭を出荷するため、二人で1頭目の牛を牛舎からロープで引っ張り、4tトラックに積み込んだ。その後、一人で牛をトラックの荷台に繋ぎ止めようとしたところ、突然牛が暴れ出し、牛と荷台のサイドパネルに挟まれて左肩を強打した。その瞬間、これまで経験したことのない激痛に見舞われた。

この時、奥さんは2頭目の牛を出荷する準備に取り掛かるためトラックを離れ牛舎に向かっていった。

牛は生後20ヶ月、体重は800kg、体高は150cm超であった。

奥さんに助けを求め、痛みを堪え二人で牛を牛舎に戻し、その日の出荷は取り止め、奥さんの運転する車で25km離れた病院へ向かった。救急で受診しレントゲンを撮り左鎖骨遠



位端骨折と診断され、翌日手術、入院は約 10 日、全治まで 180 日を要した。労災保険の特別加入をしており、療養補償、休業補償の給付を受けることができた。

* 事故原因

牛を出荷するときのトラックへの積み込みは奥さんと二人で行っているが、積み込んだ後は一人で牛を繋ぎ止め、奥さんは次の作業に取り掛かるのが常である。今回の事故を契機に、牛の出荷時は、手伝いを一人増やして繋ぎ止めるまで二人で行うこととした。また、手間はかかるが牛のロープの繋ぎ方を工夫して安全対策を講じている。

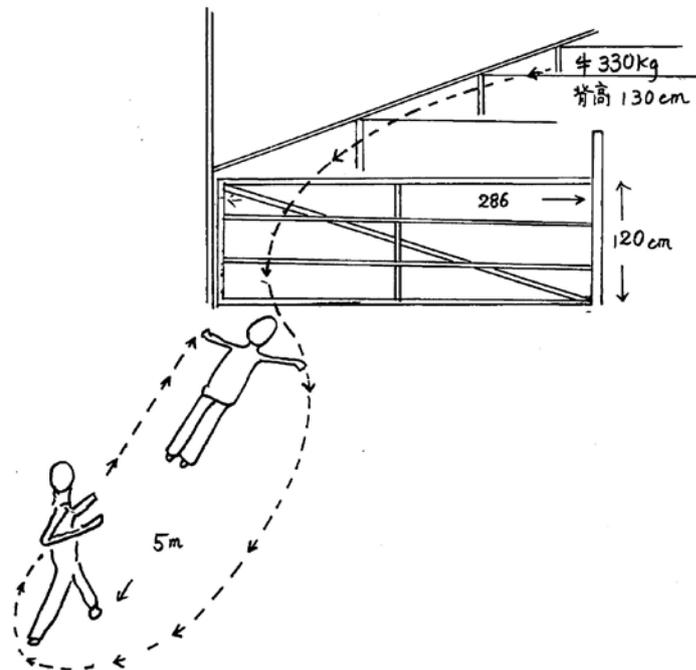
⑤出荷のため、嫌がる子牛を洗おうと、牛舎から引き出す途中、急に反転して本人に体当たりし、突き倒され頸椎損傷

(平成24年 4月 午後2時半頃、牛舎、男性・71歳)

出荷を控えた牛を足洗い場につれて行こうとした。出るのを嫌がっていたのでモクシに綱をつけて引っ張った。牛舎を 5 m ほど出たところで、突然、牛が反転し牛舎の方向に戻ろうとして右回転で反転し、本人を突き倒し、自分の部屋の戻った。

一緒に働いていた奥さんも牛に蹴飛ばされ、起きたら、ご主人が倒れていた。奥さんが近所の人に携帯電話で連絡、出かけられる直前であったが、すぐ飛んできてくれ、救急車を手配。本人を起こしたが、すぐにひっくりかえった。救急車は約 10 分でやってきた。30~40 分で病院に到着。すぐに診察、MRI。手術は入院 1 週間後。脊髄損傷。頸椎の 3, 4 番手術、人工骨を入れた。3 日目くらいで少し動くようになった。車いす生活が続き約 1 ヶ月で転院、その後約 50 日で退院。

現在は、歩行も可能となったが、左足、左手が上手く動かない。



* 事故原因

もともと、この牛は出荷するため 1 週間前に爪切り (削蹄) をしようとしたが、